

大阪市西淀川区役所広告付き案内表示設置事業仕様書

1 概要・規格等

概 要	デジタルサイネージ併設タッチパネル情報モニタを、区役所庁舎内に設置し、広告及び区役所案内を表示	
設置場所	<p>大阪市西淀川区役所 1 階 正面入口風除室内 ※指定する設置予定場所に案内表示を設置すること。なお、設置場所の詳細は、別途協議の上、決定する。</p> <p>※設置期間中にレイアウトの変更などにより、設置場所を変更する必要がある場合は、別途協議の上、変更する。</p>	
台 数	1 台	
表示媒体寸法	<p>縦 2000mm 以内 横 1700mm 以内 奥行 700mm 以内</p>	
広告掲出可能寸法	ディスプレイ部分の 1 / 2 以下	
コンテンツ	表示範囲	ディスプレイ部分の 1 / 2 以上
	内容	タッチパネル方式により、西淀川区役所庁舎内各フロアの案内を表示。庁舎平面図から各フロア案内に進むものとする。
材質等 (同等品)	筐体	メーカー標準仕様
	表示面	大型液晶ディスプレイ (40 インチ以上)
	その他	・床面への据置式または可動式とする。 (壁面への設置は不可)

2 設置にあたっての条件

設置期間	令和8年4月1日から令和9年3月31日 (許可年月日から最長5年まで更新可能)	
運用時間	開庁時間内を基本する。詳細は、別途協議の上決定する。 なお、タイマー等により自動的にON／OFFできるよう設定すること。	
設置にかかる費用等	表示媒体は、設置事業者の負担によって設置すること。 また、取付けにかかる費用、撤去費用、保守運営にかかる費用等一切の費用は設置事業者により負担すること。	
使用料等について	設置事業者は、価格提案した使用料及び運用にかかる電気使用料を別途指定する期日までに支払うこと。	
その他の条件	基調色	・表示媒体の色調は、周囲の環境と調和のとれたものにすること。 ・利用者にとって見やすく理解しやすいものであること。
	安全対策	・表示媒体は、腐食等の影響の少ない材質とし、角を加工する等の安全な形状にすること。 ・表示媒体は、ストッパー付きコマの設置等、地震等でも容易に転倒しないよう施すこと。
	配慮項目	・多様な利用者を想定し、色覚障がい者に配慮した表示（カラーバリアフリー）や、すべての漢字表記についてはふりがなを付け、多国語表記（庁舎案内については、日本語、英語、中国語、韓国・朝鮮語）の4か国語を基本とし、本市から文字情報を提供する）とするほか、ユニバーサルデザインを考慮すること。 ・車いす利用者等に配慮ため、表示画面と床面までは極力段差の無い意匠とするとともに、タッチパネル部分については高所への配置は避けること。
	運用	・表示媒体は、音声を任意に調整できること。 (原則として、音声無しで運用) ・表示媒体の破損・汚損・不具合等の場合や、広告掲出に関するトラブル等が発生した場合は、早急に対応すること。
	広告審査	表示媒体で表示する広告の内容等は、事前に西淀川区役所広告審査委員会で審査したもの表示する。原稿の提出方法等は別途調整する。
	その他	・維持管理に電源を使用する場合は、電源設置工事を事業者側負担にて行うこと。 ・表示媒体は、タイマーその他の機器による自動制御を行うこととする。また、手動による電源のON／OFFについても容易にできる構造にすること。 ・表示媒体の撤去に際しては、原状復帰すること。
	本仕様書に定めることのほか、別途協議が必要な事項が生じた場合は、その都度、本市と協議すること。	